

第Ⅱ編 緑の将来都市像実現のための施策 (古都である鎌倉市の豊かな緑を守る施策)

第1章 計画実現をめざして

1. 施策展開の構成
2. 緑の将来都市像の実現に向けた取り組み
3. 実現のための施策方針図

第2章 計画の実現性を向上させるための取り組み

1. グリーン・マネジメントの実践
2. リーディング・プロジェクト
3. 緑の確保目標水準

第3章 計画推進のための施策と制度・事業

1. 施策の体系
2. 計画推進のための施策と制度・事業
3. 制度・事業の内容と方針
4. 緑地指定等の目標のまとめ
5. 緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図

第4章 特定地区の保全・整備・緑化の方針等

1. 都市計画等により定める区域
2. 緑の基本計画で設定する区域

第5章 地域別の方針

1. 流域を踏まえた地域の概念
2. 地域別の方針



ミツバアケビ

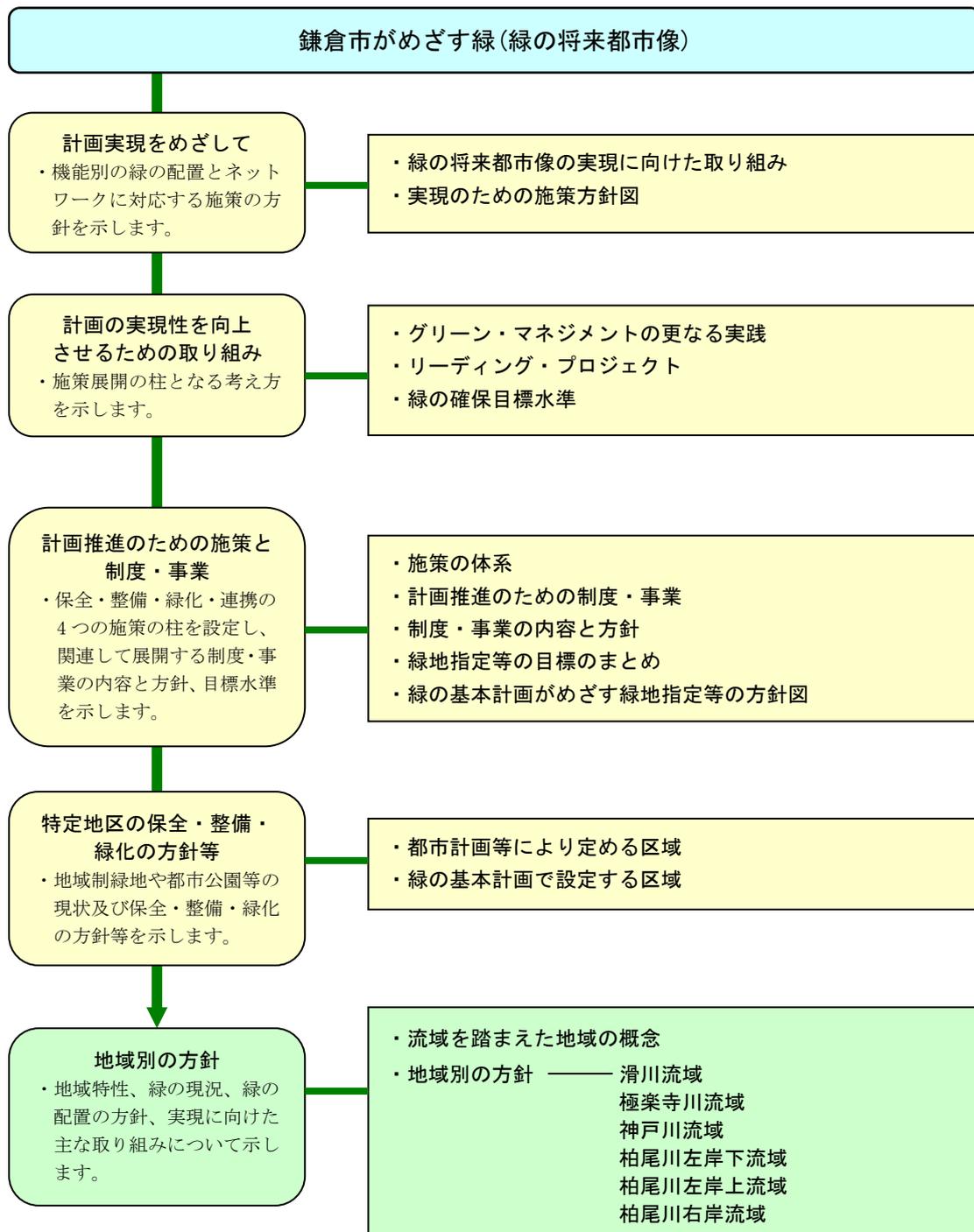
第1章 計画実現をめざして

1. 施策展開の構成

○緑の基本計画実現のための施策展開の構成では、緑の将来都市像の実現に向けた施策展開の考え方や計画推進のための制度・事業の内容をグリーン・マネジメントの考え方に沿って、その体系を明らかにし、目標・方針を定めています。

○鎌倉市緑の基本計画が、緑のまちづくりの身近な計画として受け入れられるよう、流域の考え方を基本に設定した6つの地域毎に、それぞれの現状等を踏まえたきめ細かな緑のまちづくりの方針を定めています。

■ 施策展開の構成



2. 緑の将来都市像の実現に向けた取り組み

1) 歴史文化を守る緑の施策

わが国を代表する古都の歴史的風土、貴重な歴史的遺産と融合する緑の一体的な保全・活用を図り、次代に継承します。

○緑地の永続性の確保

- ・緑地保全に係る法制度の適用などにより、歴史文化資源と一体となった、保全すべき緑地の永続性を向上させます。
- ・歴史的風土保存区域内外に残る良好な歴史文化環境について、必要に応じた歴史まちづくり法の活用等による歴史的風致の維持・向上も検討します。
- ・歴史的風土保存区域の緑、地域の歴史文化と一体となった緑地景観の保全に努めます。

○樹林地の適正な整備と管理

- ・国指定史跡の保存管理計画に沿って、史跡内の緑を植生に応じて適正に管理し、歴史的遺産と一体となった環境を維持します。
- ・その他の緑についても、植生に応じた適正な整備と管理を行い、歴史文化を守る緑としての環境を維持します。



■緑地の永続性の確保

緑地保全に係る法制度の適用などにより、歴史文化資源と一体となった、保全すべき緑地の永続性を向上させます(東慶寺周辺の緑・歴史的風土特別保存地区)

○歴史文化とふれあう都市公園等の整備

- ・史跡永福寺跡・史跡北条氏常盤亭跡・御谷を、将来的に鎌倉市の歴史を学び、ふれあい、楽しむことができる都市公園等として整備します。
- ・鎌倉市の歴史を学び楽しめる施設として、旧華頂宮邸・扇湖山荘の活用に向けた取り組みを推進します。
- ・歴史文化とふれあう緑の空間として活用されている、社寺境内地の緑の保全を検討します。

○歴史文化の緑を支える連携の推進

- ・関係する自治体とも連携し、市域を越えて緑地保全に係る法制度の適用を受けているなどしている緑地の適切な保全を図ります。
- ・鎌倉市の都市環境を支える緑地は、広域的にも重要な役割を持つ、歴史文化を守る緑であるという広域的な視点に基づき、古都保存法等の趣旨にも沿って、国・県と連携して適正な役割分担による緑地の質の充実に取り組みます。
- ・沿道の風景づくり、「かまくら景観百選」に選定されている緑の資源等の維持を、市民をはじめとした多様な主体との連携によって推進します。



■歴史文化とふれあう都市公園等の整備

歴史文化とふれあう緑の空間として活用されている社寺境内地の緑の保全を図ります。(成就院の緑・歴史的風土特別保存地区)

2) 生き物を育む緑の施策

流域を単位とする自然環境の連続性を向上させるとともに、流域毎の「種の地域性」も意識した緑のネットワークを形成します。

○緑地の永続性の確保

- ・緑地保全に係る法制度の適用などにより、流域の生態系を育む重要な緑地の永続性を向上させます。
- ・自然環境の保全に寄与する市有緑地は、都市緑地等の都市公園としての整備による活用や地域制緑地制度の適用による、更なる質の充実に努めます。
- ・流域の緑のネットワーク上、重要な緑の保全・創造に努めます。

○生物の生息生育環境の保全

- ・樹林地の大部分を占める二次林は、萌芽更新や間伐を行いながら階層構造を持つ樹林に移行させる等、自然の多様性を維持・向上させます。
- ・二次林では、広葉樹との混交林化も視野に入れて、的確な保全管理により、緑の質を充実させます。
- ・特別緑地保全地区に指定されるなどした緑地において、緑地管理指針を作成するなどによる、生物生息生育環境保全の視点に立った質の充実に努めます。
- ・河川や谷戸の水路・流路・湿地などでは、在来水生生物の生息生育に配慮した護岸整備、周辺地域の緑化などを行って、ガイド種を含む多様な生物の生息生育環境を整えます。
- ・海岸線では、海に注ぐ河川の水質を維持・向上するとともに、生物の生息生育環境保全に必要な砂浜及び潮間帯の生物の調査を行うなど、多様な取り組みを進めます。

○自然とのふれあいの場の整備

- ・良好な自然環境を有する谷戸・水辺地・海岸線などの緑地を都市公園として整備し、自然とのふれあいの場として活用しつつ、その良好な環境の保全を図ります。

○ネットワークの形成につながる緑の創出

- ・河川・道路・都市公園・公共建物などの公共施設や民有地では、生物の生息生育環境に適した緑の創出を推進・誘導し、市街地における緑のネットワークの形成につなげます。

○生き物を育む緑を支える連携の推進

- ・関係自治体と連携し、緑地保全に係る法制度の適用等を受けている緑を適切に保全し、生き物を育む緑のネットワークを拡大します。
- ・鎌倉市の都市環境を支える緑地は、広域的な生物多様性保全にも寄与していることから、国・県と連携して適正な役割分担により緑地の質の充実に取り組みます。
- ・市民をはじめとした多様な主体と連携して、流域生態系の自然環境などを調査・把握するとともに、生物多様性保全に寄与する緑地管理指針の作成等に取り組みます。
- ・市民の緑化活動などとも連携して、種の地域性に配慮した、様々な自然環境における生物の生息生育環境づくりを推進します。



■生物の生息生育環境の保全

緑地管理指針を作成するなどにより、緑地の適正な管理に努め、生物の生息生育環境保全の視点に立った質の充実に努めます。(（仮称）梶原五丁目特別緑地保全地区指定候補地)



■生き物を育む緑を支える連携の推進

広域的な生物多様性保全にも寄与していることから、国・県と連携して適正な役割分担により、緑地の質の充実に取り組みます。(円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域)

3) 暮らしを支え豊かにする緑の施策

身近な自然とふれあう緑、歩行や交流を楽しむ緑などの暮らしを支え豊かにする緑の環境を整え、日常生活空間における緑のネットワークを形成します。

○暮らしを支え豊かにする緑の保全

- ・緑地保全に係る法制度の活用も視野に入れ、都市レベルで重要な市街地の背景をなす緑や河川沿いの緑の一体的な保全を図ります。
- ・市独自の保全制度の適用や市民が主体となるまちづくり計画と連携した緑地保全の取り組みなどにより、既存樹林・屋敷林・社寺林などの保全を図ります。
- ・市民の暮らしの場であり、鎌倉市固有の流域ごとの緑の配置上重要な緑の保全に努めます。

○身近な都市公園等の整備・再整備

- ・市民と連携して、都市基幹公園を暮らしの緑の拠点にふさわしい空間として整備します。

○暮らしの快適性を向上させる緑の創出

- ・緑の創出に係る制度の適用や市民参加型事業などにより、低炭素都市づくり、緑のネットワークの形成・まちの風景づくりなどにつながる質の高い市街地の緑を創出します。
- ・河川沿いや道路を対象とする快適な歩行空間づくりを推進します。

○暮らしの緑を支える連携の推進

- ・市民・企業・NPO団体等が、暮らしを支える緑の創造の担い手となる事業を展開し、暮らしを支え豊かにしている身近な緑地の維持管理を図るとともに、市街地の緑化を推進・誘導します。



■暮らしを支え豊かにする緑の保全
市民が主体となるまちづくり計画と連携等により、既存樹林・屋敷林・社寺林などの保全を図ります。(杉本寺)



■暮らしの快適性を向上させる緑の創出
低炭素都市づくり、緑のネットワークの形成・まちの風景づくりなどにつながる質の高い市街地の緑を創出します。(梶原)

4) 交流とふれあいを広げる緑の施策

市民等の多様なレクリエーション活動の場、コミュニティ活動の場を整えるとともに、来訪者に対しても鎌倉の自然・歴史文化とのふれあいが楽しめる場を整備します。

○多様な交流の場の保全

- ・伝統的な祭りの背景となり、歴史文化とふれあう緑として、地域の交流とふれあいを広げる空間となっている、社寺境内地や農地の緑の保全を図ります。

○個性ある都市公園づくり

- ・住区基幹公園^{※1}など身近な都市公園の整備・充実を図ります。
- ・今後の都市公園整備では、それぞれが鎌倉市の景観資源・観光資源ともなるよう、資源を最大限にいかした特色ある公園づくりをめざします。
- ・将来的な都市公園整備をめざす歴史文化資源や、鎌倉中央公園・鎌倉広町緑地・夫婦池公園・六国見山森林公園・散在ガ池森林公園などを歴史教育・自然環境教育の場として積極的に活用します。
- ・都市緑地法に基づく買入れ等により公有地化が進んだ地域制緑地の、交流とふれあいの場としての活用を検討します。
- ・都市公園等の施設緑地のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、供用開始後相当の期間が経過した都市公園や利用環境が変化している街区公園は、地域住民との連携のもとに施設内容の改善などを推進します。
- ・歩行空間における休憩スペース整備、緑化による修景、眺望ポイントの確保などを行い、快適性の向上を図ります。

○交流とふれあいの場の緑化の推進

- ・交流とふれあいの場として活用されている、公共施設・主要河川・道路などの緑化を推進し、緑のネットワークの形成を図ります。

○交流とふれあいの緑を支える連携の推進

- ・広域的な取り組みとして、関係自治体と連携を進め、行政界を越えた歩行空間等の設定の充実を図ります。
- ・地域住民との連携により、街区公園等の身近な都市公園の整備・管理を推進します。
- ・確保した緑地等に対する市民の保全・管理活動に対する支援の充実に努めます。



■多様な交流の場の保全

伝統的な祭りの背景となり、歴史文化とふれあう緑として、地域の交流とふれあいを広げる空間となっている、社寺境内地の緑の保全を図ります。(流鏝馬)



■個性ある都市公園づくり

住区基幹公園など、身近な都市公園の整備・充実を図ります。(腰越ラッコ公園)

^{※1} 都市住民の安全で快適かつ健康的な生活環境、休養・レクリエーション活動の場として、主として徒歩圏内に居住する者の日常的な利用に供する都市公園。

5) 美しい景観をつくる緑の施策

鎌倉市固有の自然と調和した景観を継承し、地域の個性を尊重した風格ある都市景観の形成をめざします。

○鎌倉を特色づける良好な景観資源の保全・継承

- ・緑地保全に係る法制度の適用などにより、美しい自然景観を形成する樹林地等の持続性を向上させます。
- ・景観面にも配慮した樹林地の適正管理を行い、丘陵地の健全な緑地景観を維持します。
- ・斜面樹林地の保全や市街地の緑化により、海岸線の土地利用と調和した車窓景観の保全を図ります。
- ・かまくら景観百選に選定されている文化資源の緑を適正に保全・管理し、趣のある景観を維持します。

○景観資源となる都市公園の整備

- ・鎌倉海浜公園・散在ガ池森林公園・六国見山森林公園・鎌倉中央公園・(仮称)山崎・台峯緑地などを鎌倉市の景観資源となる都市公園として整備します。
- ・景観重要建造物等と一体となった都市公園などとして、旧華頂宮邸・扇湖山荘の整備・活用に向けた取り組みを推進します。

○魅力ある市街地景観の形成に向けた緑の創出

- ・歴史的風土保存区域を背景に持つ市街地では、市街地から丘陵への景観の確保や、重要な樹木・樹林の保全や適切な緑化を誘導して、歴史的風土保存区域の緑と調和した風格ある市街地景観を維持します。
- ・丘陵地や谷戸の住宅地では、周囲の自然景観と調和する緑豊かなまち並みを形成します。
- ・その他の市街地でも、まちの成り立ちや土地利用に応じた緑化の推進などにより、魅力ある市街地景観を形成します。
- ・深沢地域国鉄跡地周辺地区や大船駅周辺地区では、まちづくり計画にあわせた緑化やオープンスペースの創出を推進し、新しい鎌倉の顔にふさわしい市街地景観を創造します。

○景観をつくる緑を支える連携の推進

- ・関係する自治体と連携し、隣接市とつながりを持つ良好な景観を形成している緑の連続性を確保します。
- ・鎌倉市の都市環境を支える緑地は、首都圏での広域的な景観形成にも機能していることから、国・県と連携して適正な役割分担により緑地の保全と質の充実に取り組みます。
- ・緑の少ない住宅地や工業地域では、市民・企業等と連携してまち並みの緑化を誘導し、緑の連続性を向上させます。



■景観資源となる都市公園の整備
景観重要建造物等と一体となった都市公園などとしての整備・活用に向けた取り組みを推進します。(扇湖山荘からの眺望)



■鎌倉を特色づける良好な景観資源の保全・継承
文化資源の緑を適正に保全・管理し、趣のある景観を維持します。(大仏切通(景観百選)の緑)

6) 環境負荷を和らげる緑の施策

広域的な環境負荷の調節に寄与している丘陵樹林地の適正な保全・管理や、市街地における緑化の推進などにより、低炭素都市づくりに寄与する環境の創造を推進します。

○低炭素都市づくりに寄与する緑の保全・管理

- ・緑地保全に係る法制度の適用により、二酸化炭素を吸収・固定する丘陵樹林地のまとまりのある緑地の保全を図ります。
- ・低炭素化の効果の評価対象となる緑は、法令や条例により永続性が担保されたものが対象となります。
- ・樹木の二酸化炭素吸収・固定能力の維持向上につながる間伐や複層林の形成など、適正な管理を行って樹林地の荒廃を防ぎ、その質を充実させることにより、高い環境負荷調節機能を維持します。

○都市公園としての保全活用

- ・二酸化炭素吸収・固定機能の向上への寄与が見込まれる、良好な自然環境を有する一定のまとまりを持つ緑地を都市公園として確保、自然とのふれあいの場として活用し、その良好な自然環境を保全します。
- ・市有緑地の一部を都市緑地等の都市公園として整備し、その環境の維持向上に努めます。

○都市環境負荷の調節につながる市街地の緑の創出

- ・二酸化炭素の吸収量を増加させる観点からは、高木が有効であることから、市街地の緑化では高木に育つ樹木の植栽を誘導しつつ、関係する公共施設や民有地の緑化を推進します。

○環境を支える連携の推進

- ・鎌倉市の都市環境を支える緑地は、首都圏での広域的な都市環境負荷調節にも寄与していることから、国・県とも連携を進め、適正な役割分担による緑地の質の充実に取り組みます。
- ・都市環境負荷の調節につながる市街地の緑化は、市民・企業等の参加・連携を前提として推進します。



■低炭素都市づくりに寄与する緑の保全・管理

緑地保全に係る法制度の適用により、まとまりのある緑地の保全を図ります。(歴史的風土保存区域)



■都市環境負荷の調節につながる市街地の緑の創出

関係する公共施設や民有地の緑化を推進します。(鎌倉芸術館)



■環境を支える連携の推進

樹林地の適正な管理により、荒廃による緑地機能の低下を防ぎます。(緑のレンジャー・自主活動)

7) 安全を高める緑の施策

土砂災害の発生防止や大規模地震発生時の被害の拡大防止、市民や来訪者の安全な避難に結びつく緑地を保全・創出します。

○災害の防止に資する緑の保全・管理

- ・緑地保全に係る法制度の適用などにより、延焼防止等防災機能を持つ緑地の永続性を向上させます。
- ・斜面樹林地を適正に管理し、土砂の流出防止機能を向上させます。

○避難場所の避難地機能の向上

- ・広域避難場所・ミニ防災拠点として指定されている場所や、一時避難場所となる身近な都市公園等では、防火機能に優れた植栽を行うなどします。

○延焼防止機能を持つ緑地帯の形成

- ・主要河川や道路の施設の構造にあわせて、延焼防止機能を持つ植栽地を設けるとともに、周辺部の緑化を誘導します。

○安全の緑を支える連携の推進

- ・鎌倉市の都市環境を支える緑地は、広域的な土砂災害等の防止にも機能しており、国・県とも連携して適正な連携による緑地の質の充実に取り組みます。
- ・市民をはじめとした多様な主体との連携により、安全性を向上させる緑地の保全・維持管理や市街地の緑化を推進します。



■避難場所の避難地機能の向上

広域避難場所・ミニ防災拠点として指定されている場所や、一時避難場所となる身近な都市公園等では、防火機能に優れた植栽を行うなどします。(防災公園として整備を進めるいわせ下関青少年広場)

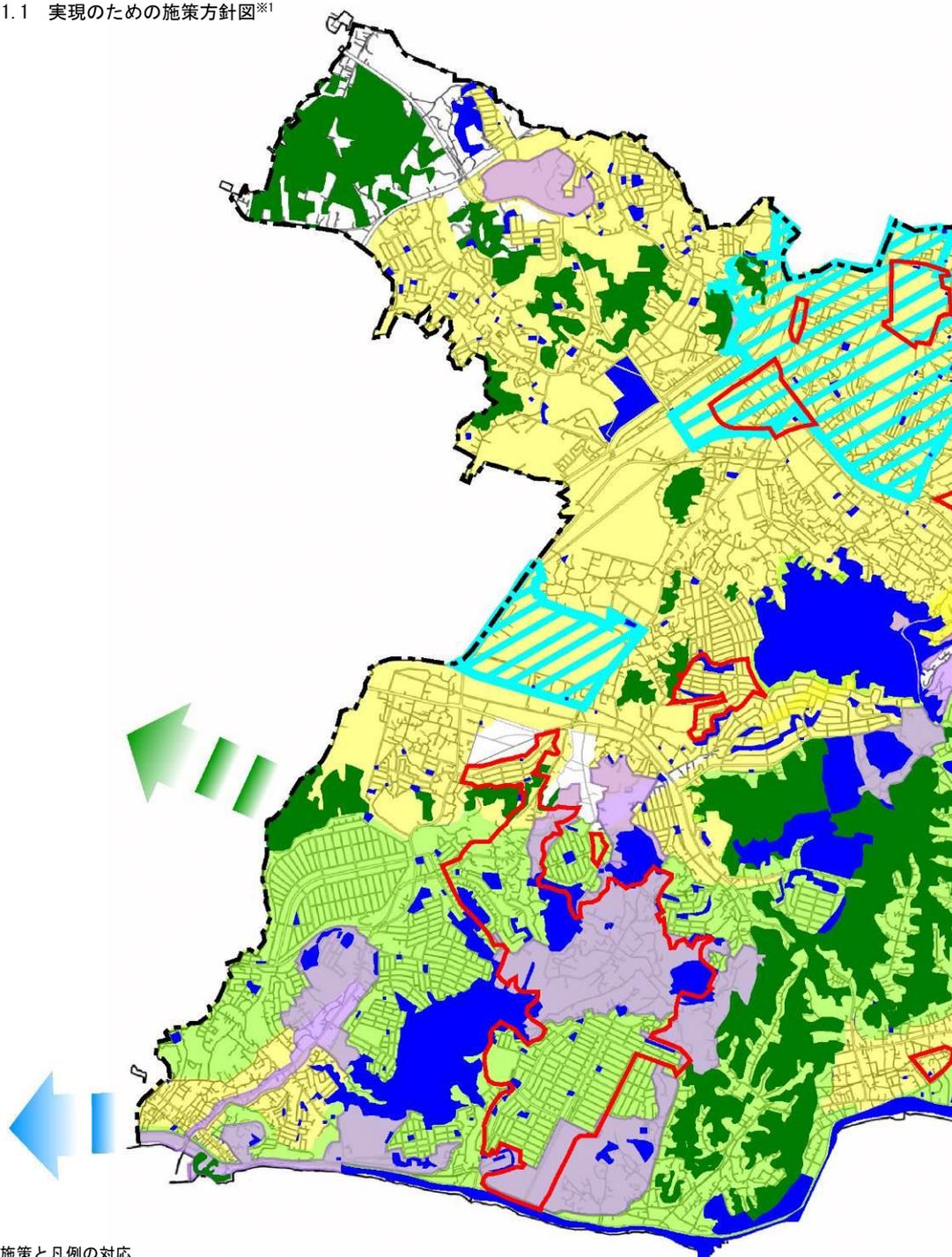


■災害の防止に寄与する緑の保全

森林法に基づく治山工事等により、斜面樹林地を適正に管理し、土砂の崩壊防止機能を向上させます。(天神山特別緑地保全地区内)

3. 実現のための施策方針図

■ 図Ⅱ.1.1 実現のための施策方針図※1



○ 施策と凡例の対応

計画推進のための施策との対応	施策方針	主な計画推進のための制度・事業
保全すべき緑地の確保	規制の厳しい法制度による緑地の保全・管理	歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、保安林
	比較的緩やかな法制度による緑地の保全・管理	風致地区、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、緑地保全地域
	市民との連携による緑の保全・管理	保全配慮地区
都市公園等の整備	都市公園等の施設緑地による整備・管理	都市公園、市が所有管理する緑地
緑化の推進	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	緑化地域
	緑化重点地区での緑化の推進	緑化重点地区
連携の推進	市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出	地区計画、緑地協定、自主まちづくり計画の提案
	多様な主体との連携による緑のまちづくり	まち並みのみどりの奨励事業、トラストとの連携、緑のレンジャー、公園愛護会、街路樹愛護会

※1 「実現のための施策方針図」は、緑の将来都市像の実現に向けた取り組むべき、緑地指定等の方向性を示したものです。

